

点字案内板の表示について

日本工業規格

JIS T 0922：2007に基づく触知案内図の表示方法

● 触知案内図の大きさ

一つの触知案内図全体の寸法は、横幅1000mm以内、縦幅600mm以内とすることが望ましい。

● 触知案内図の設置位置

設置形で、床と垂直な壁面に取り付ける触知案内図の設置高は、触擦範囲の中心が床から1400mm程度となる位置にする。ただし、床と水平、又はそれに近い角度となる傾斜面に取り付ける触知案内図の場合にはこの限りではない(図1参照)。いずれの場合も設置のときは、触読性を妨げないように配置しなければならない。

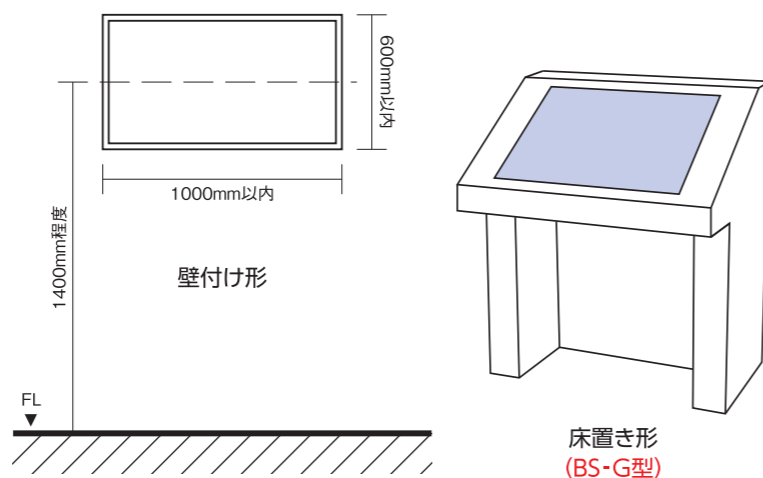


図1 設置形触知案内図の形状例

● 触知案内図の向き

- a) 設置形の場合、利用者が触知案内図に向き合って触読するときの正面方向が、触知図形では上側になるように表示する。
- b) 1階および2階など、上下に重なった関係にある案内図及び一つの大きな場所を複数に分割して表示する案内図は、縮尺及び向きを統一する。各案内図が上下階で統一した設置位置・方向にあることが望ましい。

● 触知図形

- a) 触知図形は、触読性を優先するために変形することができる。
- b) 触知図形は、利用できる箇所と利用できない箇所との差を明確にしなければならない。
- c) 部屋又は建物などの出入口の位置表示は、明確にしなければならない。
- d) 1階及び2階など上下に重なった空間は、分けて表示しなければならない。
- e) 墨字の案内図と併記する場合、触読性が損なわれてはならない。
- f) 墨字の案内図と併用する場合、弱視者・色覚障害者が見やすいレイアウト、コントラスト及び配色にすることが望ましい。

● 線及び面などの触知記号

- a) 触知図形では、触読性によって容易に識別可能な線、面及び触知記号群を効果的に用いる必要がある。ただし、その種類が多過ぎるなど、触読性を損なうことがないようにする。
- b) 建物の外形線・色覚障害者誘導用ブロック・公園の園路・車道など、触知図形で種類の異なる設備などを線で表示する場合には、直線及び点線など、その違いを容易に識別可能にする。
- c) 建物内の利用できない箇所、公園の芝生広場及び池など、触知図形で面領域となる箇所は、その領域の違いを手触りで明確に分かるように、凸状のドット、斜線を用いるなど領域内を識別可能にする。

● 触知案内図に用いることができる触知記号

| | | | | | |
|--|------------------------------------|--|--------|--|-----------------|
| | 現在地 | | 誘導ブロック | | 階段 (とがった方が上) |
| | エスカレーター (とがった方が上 線側からはのれません) | | 入れない場所 | | 方位 きた |
| | エレベーター | | 改札口 | | 洋式便器 |
| | 和式便器 | | 小便器 | | 手洗器 |

● 点字表示

- a) 触知図形に点字を表示する場合には、触知記号の触読性を妨げないようにする。
- b) 墨字の語が言い換え可能な場合、墨字及び異なる語を点字で表示することができる。

例1：“現在位置”→“現在地”
例2：“化粧室”“お手洗い”“便所”→“トイレ”

- c) 点字表示の表記方法は、正しく行う。 ※点字表示の表記法は、日本点字委員会が発行する“日本点字表記法”がある。
※1行のマス数が40マスを越えてはならない (JIS T 0921)

● 触知案内図に用いる材料

- a) 触読性が良好で、手指を傷つけない表面形状になるものとする。
- b) 長時間の使用によって、著しい劣化及び破損しないものとする。
- c) 外的熱環境が原因となって、手指で触れられないほどの高温又は低温にならないものとする。

● 触知案内図までの誘導の仕組み(設置型の場合)

視覚障害者誘導ブロックなどを設置して誘導する。さらに一定間隔でチャイムを鳴らす方法などの音声案内を付加して誘導することが望ましい。